

第54次南極地域観測隊の制限行為に関連する活動計画について

1. 概要

54次隊にて実施する活動計画総数	88計画
制限行為に係る活動計画総数	49計画
制限行為数	
鉱物資源活動（法第13条）	1件
生きていない哺乳綱、鳥綱の個体の持込 （法第14条第1項）	1件
ほ乳類・鳥類の捕獲、殺傷、卵の採取・損傷 （法第14条第2項第1号）	1件
生きている生物の持込（法第14条第2項第2号）	1件
動植物の生息・生育状態、生息環境への影響 （法第14条第2項第3号）	3件
廃棄物の処分と管理（法第16条）	49件
PCB等の持込（法第18条）	0件
特別保護地区への立入（法第19条）	4件
史跡記念物の補修など（法第20条）	0件

2. 鉱物の採取

目的：隕石の採取

活動実施方法：隕石の採取

セール・ロンダーネ山地及びナンセン氷原において、スノーモービルにて、約400個の隕石を採取する。

確認要件に関する規定：法第7条第1項1号において引用する法第13条

行為者：今栄ほか 全4名程度

場所：セール・ロンダーネ山地及びナンセン氷原

時期：2012年12月6日～2013年2月9日

前回：セール・ロンダーネ山地周辺等において岩石及び堆積物等を約1t採取

3. ペンギンの捕獲

目的：アデリーペンギンの繁殖状況を監視し、採餌生態と環境変化との関係を解明する。

活動実施方法：南極鳥類の捕獲、卵の採取

成鳥（100羽）

- ・捕獲し動物装着型データロガーを装着、羽毛6枚採取（100羽）
- ・胃洗浄を行い内容物を調査（20羽）
- ・1ccの採血（30羽）
- ・尾脂腺からのワックス採取（10羽）

ヒナ（60羽）

- ・捕獲し、体重、形態の調査（60羽）
- ・ふ化後5日以上たっている個体を巣立ちまで5日おきに捕獲し、体重、形態を調査（60羽）

卵（最大80個）

- ・雛がふ化後に落ちている卵の殻、または抱卵が放棄された卵

確認要件に関する規定：法第7条第1項第2号に基づく施行規則第11条

行為者：高橋ほか計14名

場所：ラングホブデ袋浦、水くぐり浦

時期：2012年12月14日～2013年2月20日までの66日間

前回：ラングホブデ袋浦において同様の手法にて計160羽（雛60羽）について調査。抱卵放棄された卵、ふ化後の卵の殻80個。

4. 在来植物の除去又は損傷

目的：南極の陸域生態系や湖沼生態系における物質循環を解明する。

活動実施方法：蘚類、藻類、地衣類の採取

- ・リュツォ・ホルム湾沿岸の露岩域（ラングホブデ（ASP141）を含む）において、蘚類、藻類、地衣類を土壌を含め最大約150kg程度（湿重量）採取。（ASP内では60kg）

確認要件に関する規定：法第7条第1項第2号に基づく施行規則第11条

行為者：黒沢ほか 計5名

場所：リュツォ・ホルム湾沿岸の露岩域

時期：2012年12月20日～2013年2月15日

前回：リュツォ・ホルム湾（ラングホブデ（ASP141）を含む）周辺から約500kgを採取